

山梨県心身障害者自動車燃料費助成金の請求についてのご案内（リース自動車編）

※リース自動車による請求を行う方は、この案内に沿ってお手続きください。

事前予約（12月1日から受付）が必要です。

県では、県内に居住している心身障害者が使用する自家用自動車の燃料費の一部を助成します。
助成対象期間は、令和5年1月1日から令和5年12月31日までです。

◆助成対象者

県内に居住し、次のいずれかに該当する心身障害者または当該心身障害者と生計を一にしている方。

- ・身体障害者手帳の総合等級：1級または2級の方
- ・療育手帳の障害等級：A-1、A-2a、A-2b 又は A-3
- ・戦傷病者手帳の障害程度：特別項症、第1項症又は第2項症の方

◆助成対象車両（対象となる自動車は、山梨県内ナンバーです。）

1 心身障害者本人が運転する場合（本人運転）

助成の対象となる車両は、当該心身障害者本人の運転により使用されるものであって、当該心身障害者本人名義でリース契約された車両に限ります。

2 心身障害者と住居及び生計を一にする者が運転する場合（家族運転）

助成の対象となる車両は、心身障害者と住居及び生計を一にする者の運転により専ら当該身体障害者本人の通院、通学、通所若しくは生業（通勤を含む。）のために使用されるものであって、当該心身障害者本人又は生計同一者名義でリース契約された車両に限ります。

※なお、対象となる車両数は、対象となる心身障害者1名につき、本人運転及び家族運転を含めて、1台限り（軽自動車等も含む。）であり、自動車検査証に事業用と記載されているものを除きます。

◆請求の手順

1 心身障害者本人が運転する場合（本人運転）

市町村役場での手続は必要ありません。

「◆請求に必要な書類」の「2 助成金請求（富士・東部保健福祉事務所へ）」に記載された書類を作成・持参の上、助成金請求の手続を行ってください。

2 心身障害者と住居及び生計を一にする者が運転する場合（家族運転）

保健福祉事務所にて助成金請求を行う前に、市町村役場にて、「自動車燃料費助成要件証明書」の交付を受ける必要があります。「◆請求に必要な書類」の「1 自動車燃料費助成要件証明書交付申請（市町村役場へ）」に記載された書類を作成・持参の上、居住する市町村役場にて手続を行ってください。

市町村役場にて自動車燃料費助成要件証明書の交付を受けた後、「2 助成金請求（富士・東部保健福祉事務所へ）」に記載された書類を作成・持参の上、助成金請求の手続を行ってください。

※自動車燃料費助成要件証明書について、助成の対象となるリース自動車の契約名義、主たる運転者又は使用目的の変更をする場合はその都度、追加の発行が必要になります。また、助成金請求をされる年ごとに新規の助成要件証明書が必要になります。

◆請求に必要な書類

1 自動車燃料費助成要件証明書交付申請（市町村役場へ）※戦傷病者手帳所持者は県国保援護課【家族運転の場合のみ必要】

- (1) 自動車燃料費助成要件証明書交付申請書（様式1）
- (2) 身体障害者手帳、戦傷病者手帳又は療育手帳
- (3) 主たる運転者の運転免許証
- (4) 医療機関・医師（通院）、学校長（通学）、施設長（通所）、雇用主（通勤等）又は民生委員等（生業）の証明書（様式2、様式3、様式4、様式5、様式6）
- (5) 運行計画書（様式7） (6) 誓約書（様式8） (7) 住民票謄本（必要に応じて）
- (8) 印鑑 (9) 自動車検査証

2 助成金請求（富士・東部保健福祉事務所へ）

- (1) 山梨県心身障害者自動車燃料費助成金請求書
- (2) ①支払証明書（給油店の証明を受けた者）又は②購入量計算書・領収書（領収書は燃料購入量及び金額が明記され宛名に請求者氏名が記載されたもの）《できる限り、①支払証明書の方を提出願います》
- (3) 身体障害者手帳、戦傷病者手帳又は療育手帳
- (4) 自動車検査証 (5) 印鑑（誤記等による訂正や書き直す際に使用します。）
- (6) 請求書記載の口座の預金通帳

口座番号・氏名・フリガナ等の確認に使用しますので必ずご持参ください。 口座番号等に誤りがあると支払いできない場合があります。

- (7) 自動車リース契約書（写しの場合は全ページ）
- (8) 助成対象車両の直近のリース料金の支払いについて記された書類（リース料金の支払通帳の写し、領収書等）
- (9) 誓約書（様式9）【本人運転のみ】 (10) 運転免許証【本人運転のみ】
- (11) 自動車燃料費助成要件証明書（様式10）【家族運転のみ】

上記「1 自動車燃料費助成要件証明書交付申請」の(1)、(4)、(5)、(6)及び「2 助成金請求」の(1)、(2)、(9)の用紙は市町村役場、富士ふれあいセンター及び富士・東部保健福祉事務所の窓口にあります。また、県障害福祉課及び当事務所のホームページからダウンロードできます。

★★★郵送の場合（令和5年12月20日（水）～令和6年2月2日（金）の消印まで有効）★★★

- ※ 上記(1)、(2)、(9)の書類（原本）、(3)、(4)、(6)、(7)、(8)、(10)、(11)のコピーを郵送してください。
- ※ (3)は、氏名、障害の程度（等級等）が記載されている面のコピー
- ※ (6)は、金融機関名、支店名、預金種別、名義がわかるページのコピー

◆集団受付日・会場（事前予約が必要です。可能な限りマスク着用をお願いします）

- 1 令和6年1月9日（火）上野原市総合福祉センターふじみ 2階会議室
- 2 令和6年1月12日（金）山梨県富士吉田合同庁舎 2階 大会議室
- 3 令和6年1月15日（月）富士河口湖町役場 1階 コンベンションホール
- 4 令和6年1月17日（水）山梨県富士吉田合同庁舎 2階 大会議室
- 5 令和6年1月23日（火）山梨県富士吉田合同庁舎 2階 大会議室
- 6 令和6年1月25日（木）大月市総合福祉センター 6階 多目的ホール
- 7 令和6年1月31日（水）いきいきプラザ都留 3階 研修室

※受付時間は、各会場とも午前10時～午後3時までです。

※なお、やむを得ず上記受付会場に来られない場合は、当事務所福祉課（富士吉田合同庁舎1階）でも受け付けを行います（事前予約が必要です）。受付期間は、令和5年12月20日（水）～令和6年2月2日（金）までです。
（土・日祝日、年末年始の令和5年12月28日（木）～令和6年1月4日（木）を除く午前9時から午後5時まで）

※この期間内に手続きをしない場合、助成金は受けられません。

◎問い合わせ（事前予約）先 富士・東部保健福祉事務所 福祉課

〒403-0005 富士吉田市上吉田 1-2-5 TEL：0555-24-9047